

論点資料:「JPドメイン名諮問委員会 規則」について

2017年12月6日(水)
株式会社日本レジストリサービス(JPRS)

目次

1. 論点(1) 委員会の開催時期及び「定例」と「臨時」の区分け
2. 論点(2) テレビ会議や電話会議による委員会への出席
3. 論点(3) 書面または電磁的方法(電子メール)による議決
4. 論点(4) 委員長等の選任を行う委員会の開催時期

上記の論点以外についても、より効率的な委員会とするための見直しに向けた、ご議論をお願いいたします。

論点(1)

委員会の開催時期及び「定例」と「臨時」の区分け

課題
より多くの委員が出席可能な日程とすることを最優先とし、2月と8月の開催を考慮しつつも、それに固執せず、開催日程を決めている。 また、「定例委員会」と「臨時委員会」の区分けをせず、開催を重ねてきている。

該当条項	規定内容
第9条	本委員会は、毎年2回、2月と8月に定例委員会を開催する。 また、必要に応じて臨時委員会を開催できる。

論点(2)

テレビ会議や電話会議による委員会への出席

課題
テレビ会議システムや電話会議システム等による、委員会への出席に関しては、現行の「JPドメイン名諮問委員会規則」には、一切規定がない形である。

該当条項	規定内容
なし	なし

論点(3)

書面または電磁的方法(電子メール)による議決

課題
委員会に出席して議決をする以外の方法、具体的には、書面または電磁的方法(電子メール)による議決については、一切規定がない形である。

該当条項	規定内容
第13条	なし

論点(4)

委員長等の選任を行う委員会の開催時期

課題
現在の規則は、委員長・副委員長を選任する委員会の開催について、期中に新たに委嘱される委員がいることへの考慮が十分でなく、委員の任期開始後最初の委員会だけでなく、期中に委員の委嘱があった最初の委員会も含まれるように解釈できる内容となっている。

該当条項	規定内容
第7条 2.	委員長および副委員長は、委員の委嘱があった最初の委員会または委員長もしくは副委員長が欠けたときに選任する。